安芸太田町公告第６８号

次の一般競争入札の実施にあたり、安芸太田町財務規則（平成１６年規則第４２号）第８６条の規定により公告する。

令和　８年　３月１１日

安芸太田町長　　橋　本　博　明

１　発　注　件　名　　川・森・文化・交流センター清掃等業務

２　発　注　内　容　　別紙仕様書のとおり

３　履　行　場　所　　安芸太田町大字加計５９０８番地２
（川・森・文化・交流センター）

４　履　行　期　間　　令和　８年　４月　１日から令和　９年　３月３１日まで

５　発　注　課　等　　教育課

６　参 加 資 格 要 件
次に掲げる参加資格要件をすべて満たすこと。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定のいずれにも該当しないこと。
（２）令和７・８年度安芸太田町物品等競争入札参加資格において、「〔３０１０１〕施設清掃」の資格認定を受けていること。
（３）本公告日から開札日までの間のいずれの日においても、安芸太田町の指名除外を受けていないものであること。

７　入 札 手 続 き
（１）仕様書の閲覧方法
安芸太田町ホームページ掲載
（２）質問書の提出場所、提出方法及び提出期限
① 質問書様式　任意様式
② 提出場所　安芸太田町役場総務課
③ 提出方法　持参、ＦＡＸ
④ 提出期限　令和　８年　３月１６日午後４時まで
（３）回答書の回答方法、閲覧場所、閲覧期間
① 回答方法　質問者に対し、個別回答するほか、次の閲覧場所において閲覧に供する。
② 閲覧場所　安芸太田町役場総務課
③ 閲覧期間　令和　８年　３月１７日から入札日の前日まで
ただし、閉庁時間を除く。

（４）入札参加資格確認申請書の提出方法、提出場所及び提出期限

① 申 請 書　別記様式第１号

② 提出方法　持参又は郵便等

③ 提出場所　安芸太田町役場総務課

④ 提出期限　令和　８年　３月１８日午後４時まで
ただし、閉庁日及び閉庁時間を除く。

（５）入札参加資格確認結果の通知

令和　８年　３月１９日午後４時までに、ＦＡＸ又は電子メールにより、結果を通知する。

（６）入札及び開札の日時、場所

① 日時　令和　８年　３月２３日　午前　９時００分

② 場所　安芸太田町役場　本館２階　第１会議室

（７）入札書の様式及び記載金額

入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０（１０％）に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者にかかわらず、**契約しようとする希望金額の１１０分の１００に相当する金額（いわゆる「税抜金額」）を入札書に記載すること。**

（８）入札書の提出方法

持参による。なお、電報、郵送等による入札は認めない。

（９）無効の入札

① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。

② 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示でしたとき。

③ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。

④ 入札者が２つ以上の入札をしたとき。

⑤ 他人の代理を兼ね、又は２人以上を代理して入札したとき。

⑥ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。

⑦ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。

⑧ 再度の入札をした場合においてその入札者が１人であるとき。

⑨ 入札に際しての注意事項に違反した入札であるとき。

（10）入札執行上の注意事項

① 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除くほか、入札室の出入りを禁止する。

② 入札執行中は、入札者の私語、放言等を禁止する。

③ 入札室には、入札に必要な者以外は入室してはならない。

④ 入札書の記載事項について訂正を行う場合は、訂正箇所に二重線を引いた上で、訂正印を押印しなければならない。

⑤ 入札者は、一旦提出した入札書の書換、引換又は撤回することができない。

⑥ 入札執行中の入札辞退は、入札辞退届又その旨を記載した入札書を、入札執行者に直接提出すること。

⑦ 落札者がいないときは再度の入札をする。ただし、無効な入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑧ 再度の入札は、２回までとする。

８　落札者の決定方法

（１）予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

（２）開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が２以上あるときは、施行令第１６７条の９の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会っていない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

９　入札保証金及び契約保証金

免除

10　契約事項

（１）契約書案は、総務課において閲覧に供する。

11　その他

その他物品等一般競争入札の執行については、安芸太田町財務規則、安芸太田町物品等入札執行要領（平成２８年訓令第１０号）、安芸太田町物品等一般競争入札事務処理要領（平成２８年訓令第１１号）による。

12　問い合わせ先

〒７３１-３８１０
広島県山県郡安芸太田町大字戸河内７８４番地１
安芸太田町役場　総務課
電　話（０８２６）２８－２１１１
ＦＡＸ（０８２６）２８－１６２２